



＜連載＞

教育バウチャーとは

福井秀夫

教育バウチャーワークの世界

20XY年、教育バウチャー（児童生 徒）を基準とする教育の質と力

教育バウチャードの予算を、在籍する児童生徒数に応じて交付する制度のことである。バウチャーとは、もともと切符ないし引換券のことを意味する。予算を交付する政府が、児童生徒当たり一定の補助金を児童生徒に対して与えようとする場合、ただ保護者に金銭を交付するのではなく、学校に通っているのか、その金銭を教育以外の生活費や遊興費に使つているのではないか、など、用途が適切かどうかについて疑義が生じるが、それを個別に確認することは難しい。

このため、教育を受けるために使われた場合に限つて換金可能な引換券（バウチャー）を政府が保護者に対し交付し、保護者は、子どもにとって適切と思われる学校を選択し、その学校の授業料の全部又は一部をバウチャーによって支払うことができるようになるのである。学校は、バウチャーを集めてそれを政府に提出することによつて換金できるので、いわば児童生徒に対して与えられた補助金を間接的に受け取ることができるようになる。

前、教育の専門家を自称する人々を中心、「教育ハウチャーは学力格差を助長する」、「金持ちだけが恩恵を被る」、「受験競争が激化する」などの非難を浴びせる向きが多數いたが、今やそれも昔話。ハウチャーは当たり前となり、今や世の中を挙げて、ハウチャーを前提として、何が子どもたちに有益で効果的かについての突っ込んだ議論がなされている。教育産業の規模も、GDP比で導入前の2倍に増えた。ハウチャー反対論者たちは、教育現場、学界、言論界、行政、政治など、いすこでもすっかり影響力をなくしてしまった。

特筆すべきは、ハウチャー対象学校でのいじめ問題が消滅したことだ。過去には、学校内でのいじめが発生しても、教師がそれに加担したり、発覚しても学校や教育委員会ぐるみでそれをのみ消したり、傷ついた被害者が世を悲観して自殺したりするといった陰惨な事件が多數見られた時期もあったが、今

「はじめ自殺」は、当時の稚拙な学校行政、教育予算制度が生み出した歴史的な失敗のケーススタディとして、教育関係者がそのモラルを認識し、間違った制度がもたらす害悪から学ぶための重要な教材ともなっている。

するわけではなく、いじめを好み、放置・加担することをよしとする気質が消滅したわけではない。いじめが消滅したのは、ハウチャー導入時に、ハウチャーを使用できる学校であることの条件として、「仮にいじめが発生した時、それに対し適切な是正策を直ちに講じて、被害者救済を確実に行うこと」という条項が盛られたからである。いじめ被害を放置したり、事実を曲げたり、ましてや隠蔽やいじめへの加担行為があつたりした場合には、その学校はハウチャーを使用することができなくなるので、児童生徒集めが実際にできなくなる。現実にハウチャー初期には、以前同様の人権無視の対応をする学校も若干見られたが、すぐに関係者が免職

処分を受けたり、場合により学校管理者、教員が総入れ替えされるなどの弊害が、然とした対応が取られたため、以降いじめに伴う混乱は影を潜め、子どもたちの受難は大きく減少した。

また、いじめがなくなつただけでなく、学校の中の雰囲気が和氣あいあいとし、不登校が激減したことも大きな進展だ。不登校児はバウチャーノ入前による約15%に減少、全国の児童生徒アンケート調査によれば、「学校に行くのが楽しい」、「先生が優しく丁寧に教えてくれる」という回答比率が、いずれも2倍にもなつた。これは、やはりバウチャー使用条件として、児童生徒保護者による教員、校長等の厳格な匿名による評価制度を学校が実施し、それを人事評価で活用することとされたことによる。今や「不適格教員」は、死語になつた。さらに、かつてのように教員が業務に追われ、子どもと向き合う時間がないという事態も見られなくなつた。バウチャーガが生み出した予算の実質増額により事務管理組織がどの学校でも確立。先生の待遇も上がり、社会的にますます尊敬されつつある。

政府は、ハウチヤーを使うことからくる学校が、一定の品質の教育を行つてゐること、児童生徒が登校して學習に習熟できしたことなどを確認したうえでハウチヤーの換金を行うが、ハウチヤーを使うことができる教育の範囲は、今の義務教育などに限らず、芸術、スポーツ、文学、高度な科学など、広いものとする。また、教育内容・方式を問わず、保護者はハウチヤーを使う学校を自由に選択することができる。

このような仕組みの下では、学校が補助金を受け取るためには、まず児童生徒が持参するハウチヤーを獲得しなければならない。要するに、現在と異なり、児童生徒保護者から評価され、在籍数を一定程度確保できなければ、それに応じて補助金は減らされる。補助金を受け取つて学校経営を成り立たせるためには、まず児童生徒保護者の信頼を勝ち取らなければならないのである。

引換券は不要

教育ハウチヤーの原型は、このようないものであるが、実際に引換券を発行

政府は、ハウチヤーを使うことから
きる学校が、一定の品質の教育を行つ
てること、児童生徒が登校して學習
に習熟できしたことなどを確認したうえ
でハウチヤーの換金を行うが、ハウ
チヤーを使うことができる教育の範囲
は、今後の義務教育などに限らず、芸術、
スポーツ、文学、高度な科学など、広い
ものとする。また、教育内容・方式を
問わず、保護者はハウチヤーを使う学
校を自由に選択することができる。

出し、その数を数えて今度は予算をそれに応じて交付するという手続きは煩瑣である。したがつて、実際にバウチャー制度を取り入れているオランダやイギリスの例でも、引換券に相当する書類は存在せず、政府は、実際に児童生徒が学校に在籍して、適切な教育を受けているという実績があることを確認したうえで、その数に見合つて生徒当たり一定の補助金を学校に交付している。一見いわゆる「機関補助」のよう

に見えるが、実質的にこれは児童生徒に対する補助金であつて、補助金算定の基準が児童生徒数当たり一定であることが確保されている限り、それは「教育パウチャード」であるといえる。日本でパウチャード制度を導入する際にも、現実的な仕組みとしては、児童生徒数を基準とする学校に対する補助金交付方式としてパウチャーを定義することが適切であり、そのように運用される限り、それは原型のパウチャーの精神を引き継いだ、より運営コストの安い効果的な制度であるといえよう。



2 誰が責任をとるか —権限の明確化が出発点

福井秀夫

政策研究大学院大学教授

権限と責任が一致しない日本の公立学校

日本の義務教育に関するサービスの対価と給付の関係は、きわめて複雑で、わかりにくい。公立学校については、子どもの有無を問わず、納税者たる国民全員が教育費の負担を担う。サービスの提供は自治体から受けるが、サービス提供側の構造は複雑怪奇である。教員の採用権、人事権は、市区町村長にも、都道府県知事にもなく、首長の権限が及ばない都道府県教育委員会にのみある。現場の責任者である校長には、人事、予算に関する直接の権限はないが、一方で教育委員会への意見具申などを通じて現場では実質的に教員に対して独立的な権力を行使できる立場にある。

ところが、教育の成果や教員などの不祥事も含め、現場の学校で起きた問題の責任を保護者や住民に対して直接校長が負うわけではない。市区町村教育委員会は、建前上小中学校の運営責任を負うが、現場の教員や校長に問題があつても、「指導」はできても、身分を左右する権限はない。

結局のところ、国、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、校長という一連の指揮命令系統は明確でなく、誰が責任を取るのがはつきりしないのが責任を取るのかがはつきりしないのが責任を取るのに加え、無責任がはびこりやすいのに加え、責任を取らなくてすむ主体に強大な権力が帰属しているために横暴や独善も発生しやすい。このように教育現場における運営の責任と権限とが一致していないことが、いじめの多発、学力の低下、未履修問題、不適格教員をはじめ、昨今の教育現場の不祥事の根源的要因となっている。

パウチャードが定着したヨーロッパ諸国

教育パウチャードは、このよつた複雑な指揮命令系統の弊害、権限と責任の不一致を解消するための切り札となりうるのである。2005年10月に筆者ら内閣府関係者が訪問したオランダ、イギリス、スウェーデンの各国では、学長への徹底的な権限と責任の移譲、その一致が進んでいる。いずれの国でも、教育の大綱的基準やその到達水準は国が定めるが、具体的な教育方法や教科ごとの時間配分などについては、各学校の裁量に任せる。そして成果に

関する責任は挙げて校長が負う。成果を評価するほぼ唯一最大の基準は、在校生徒数1人当たりについて、原則として同一額を基準として学校に対する予算配分が行われるのである。すなわち、学校が選択された結果、在籍する児童生徒数1人当たりについて、原則として児童生徒・保護者による学校選択を行う権利が国によつて保証されている点に共通の特色がある。そして、学級が選択された結果、在籍する児童生徒数1人当たりについて、原則として同一額を基準として学校に対する予算配分が行われるのは、消費者である児童生徒・保護者であつて、行政機関などではない。この点こそ教育パウチャードの本質的な要素である。

校長は学校運営に責任を持つから、十分な予算を獲得し、学校を存続させ、教員の身分を維持するためには、学校の魅力を広くアピールし、児童生徒保護者から支持を得なければならない。

そのためには、教育内容に創意工夫をこらして、その学校の教育方針や学習の効率性など教育の品質全般に対し、在校生のみならず、関係住民に満足してもらわなければならない。校長や教員は、あれこれ「上から指導」する教育委員会や文科省、補助金を配分する官僚などよりは、まず「お客様」である児童生徒保護者による評価もポイント

児童生徒保護者を喜ばせなければならぬのである。このよつた仕組は、学校やその教職員に与えるインセンティブの変化の点で、導入前後が実証的に観察できるイギリスで絶大な効果をもたらしたことなどがわかつている。例えば、筆者らが訪れたロンドン東部の移民の多い地区にあるトールゲート小学校は、現校長のトム・キャニング氏が着任する希望者の減少が進む「問題校」の一つだったが、校長以下一丸となつたため細かな指導の徹底などで学力・雰囲気などが劇的に向上し、魅力的な学校活動も評価され今は人気校になつてゐる。オランダでは1917年、イギリスでは1988年、スウェーデンでは1992年以来、学校選択制とバウチャードが実施されてきている。オランダではそれは憲法上の義務である。しかも各國とも、日本のように公立学校と私立学校とが截然と分離しているわけではなく、公立学校と公費補助を受ける私立学校とは、選択制、バウチャード、国による最低限の基準の設定やその確保などにおいて、同じ規律を受ける。いわば、公金が入る以上、名

目が公立であれ私立であれ、それら両者が平等に競うべき主体とされているのである。しかも権限や責任が様々な主体に分かれ、所属することではなく、基本的に校長に一元的に権限が集中するとともに、その権限行使には失敗に対するペナルティーも含めた全責任が伴つてゐることも注目される。このような仕組の下では、日本と異なり権限行使者のモラル・ハザード（倫理の退廃）は生じにくく。また特にオランダは、教育に関する分権が徹底しており、児童生徒を200名以上集めさせすれば、自治体にとどまらず、町内会、宗教団体、シユタナイー・モンテッソーリなどのオールルーナティップ教育組織をはじめ、誰でも学校を設立することができる。反面、パウチャードによる補助金は児童生徒数と比例するから、人気がない学校は補助金が少なくなるし、児童生徒数が200名を下回る場合には、

学校の設立が一定の監査、監督等を経て取り消される。教育機関相互で創意工夫が行われ、児童生徒保護者の満足度も高い。

児童生徒保護者による評価もポイント

さらにこれらの国では、教員に対する児童生徒・保護者による匿名での評価が義務付けられていることも、教育の質を向上させる上で大きな効果を發揮している。小学校低学年児童も含めて、「授業がよくわかるか」、「教師は生徒をフェアに扱っているか」など、生活面、学習面の双方にわたつて、教員の適格性があらゆる観点から評価される。子どもに判断能力がない、保護者の短期的な視点に迎合しかねないなど、日本では教師評価に対する一定の本質的な評価が見られるが、イギリスやオランダでは、そのような批判はありえない。現地調査でも、どんな小さな子どもであつても、教師に対する一定の本質的な評価に大きな傾向として狂いはない。保護者は子どもの将来に一番関心がある以上、その評価はとても本質を突いている。など学習者側の評価について肯定的な校長や行政関係者がすべてであった。

パウチャードは学習者の側が補助金をどの学校に交付するかを決めるから、選択制とその前提となる学習者側の評価



3 米国のバウチャー実験

福井秀夫

政策研究大学院大学教授

オランダやイギリスでは、全国的な制度として、所得、階層などの区分なく、学校選択制と教育バウチャー制度が実施されている。一方米国では、民主党の票田である教職員組合の抵抗が強く、一般的な教育バウチャー制度は未だ導入されていない。

米国の教育バウチャーは低所得者対策が中心

しかし、米国ではミルウォーキー市、クリーブランド市などで、主として低所得者層に対しより良い教育を受けさせる目的で、教育バウチャーが実験的に導入されてきた。データに基づく限り、これらの成果は目覚しい。例えばミルウォーキー市では、1990年、幼稚園児から高校生までを対象に、一定の貧困家庭に対する教育バウチャーを導入した。クリーブランド市では、実験的なバウチャー対象校を設定して、一定の貧困家庭に対して既存の公立学校からバウチャー対象学校への転校の自由を認めた。

学力が向上
クリーブランド市においては、バウチャー対象学校への転入の前後で、転入した児童の全米統一試験の成績が、読解力で5・6ポイント、算数で15・0ポイント上昇したという(渡邊聰(2003)「アメリカにおける教育バウチャー」、山内弘隆『パブリック・セクターの経済・経営学』NTT出版390~400頁参照。以下米国の実証データについて同じ)。

非バウチャー学校も質と満足度が向上
さらに興味深いのは、ミルウォーキー市で児童生徒を引き抜かれた公立学校の方でも児童生徒の平均成績が上昇したという事実である。学校の選択次第では学校内の暴力など安全が確保されないなどの問題を抱える米国の大都市部では、保護者にとって、暴力やいじめがなく、安全で快適な環境の下で子どもの学校生活を送らせることができるかどうかは重大な関心事である。ミルウォーキー市の調査では、バウ

チャード・エジソン(603号)による調査結果によると、回答した一方公立学校に止まつた子どもの保護者は、この回答が約15~30%に止まっている。結果としてバウチャー対象学校転入後も、元の学校への再転入が自由であつたにもかかわらず、バウチャー対象学校への転入児童の92%もが、バウチャー対象学校に止まつたままであった。

公的助成額も減少
加えて、バウチャー対象学校の児童生徒1人当たり公的助成額は、5・326ドル(2000~2001年)であったが、これは非バウチャー対象学校である市内公立学校の生徒1人当たり公的助成額9・502ドルに対して、わずか58%に抑えられている。これらの実証データによる限り、米国の貧困層向け教育バウチャー制度では、公的助成額はバウチャー対象学校ではかなり低く抑えことができる一方で、児童生徒の学力や保護者の満足度が大幅に向上したという成果が上

がつているのである。このような試みは高く評価され、現在もこれらの自治体における教育バウチャー制度が継続されている。

米国も日本も共通であるが、現在の公立学校の学費調達システムは、まず公立学校運営のための歳入を得るために家計に税金を課して、その上で公立学校に通う子どもを持つ家庭に対して間接的に税金を再分配するものであつて、予算の流れも遠回りで非効率的である(ゲイリー・ベッカーホー(1998)『ベッカーホー教授の経済学ではこう考える』東洋経済新報社84頁)。教育バウチャーでは、基本的に公的助成先を端的に家庭が決定することになるから、このような財源分配手続きの非効率性を是正することができる。

学校を選択させない機関補助の仕組みこそ、差別と貧困を助長

また、現行の公立学校の学費調達システムこそが、所得や人種などによる生徒の分離を助長してきた(ベッカーホー(1998)85~88頁)。すなわち、

貧困家庭など恵まれない階層では、私立学校の高い授業料を支払う余裕を持たず、また、現実には学力や安全性などの水準に格差のある公立学校の中でも、よりすぐれた環境や特性を持つ公立学校の学区に住宅を購入するなどによって転居を通じた学校選択権を使用することは、貧困家庭にとってきわめて困難である。現実に住んでいる居住地の公立学校がどれほど劣悪であつたとしても、そのまま受け入れるしかないのが実態になつてしまつていて、バウチャーは格差を是正する

教育バウチャーの提唱者であつた著名なノーベル賞受賞経済学者ミルトン・フリードマンが、約40年前に教育バウチャーを提言した際の最も大きな目的は、このような貧困層に対する教育機会の付与、格差の是正、平等の実現であつた。すなわち、中産階級以上にのみ事実上開かれている学校選択の機会に対し、教育バウチャーが寄与することができると思ったのである。19



教育バウチャーの大前提は 学校選択制

4

政策研究大学院大学教授

福井秀夫

公立学校はなぜ選べなかつたか

日本の公立小中学校に関しては、原則として、就学時期の前になると教育委員会から「就学校指定通知」なる書類が保護者に対して送られてくる。学校は、通学距離を中心要素として教育委員会が定めた適当な学区」として住民に割り当てられており、保護者は事实上、原則としてそれに従わざるをえなかつたのである。当然ながら、学校を選べないときには教育バウチャーは機能しない。

もともと公立学校は、特に義務教育の確立によって国力の増強を図るために、近代国家体制樹立時に全国あまねく一定の品質の教育を提供する観点から、政府により直接供給された教育機関である。福沢諭吉を育んだ緒方洪庵の塾のような民間の質の高い私塾や寺子屋などが必ずしも普遍的ではなかった時代には、全国すべての地域に、政府が一定の密度で直営学校を作り、学区を決めてそこへの通学を義務付けることで国民の人的資本を効率的に涵養しようとしたことには一定の意味があつた

がない。割り当てなどない民間の教育機関で無内容な人気競争のみによって本当に生徒の支持を集めているところがどれだけあるだろうか。選ばれる魅力に欠ける学校を無理やり公金で存続させることこそ社会的な無駄と不公正といふべきではないか。学校はサービス提供者なのだから、消費者たる保護者に「迎合」してもらわなければ本来おかしい。保護者より高みにいるつもりでそこから超然としていてよい、などという傲慢がはびこること自体、公立学校関係者の特異な意識の反映である。

制度として存在する事前の学校選択制は、全国でまだ小学校8・8%、中学校で11・1%の自治体で導入しているとどまる。2005年の内閣府調査では、保護者の64・2%が選択制に賛成し、反対は10・1%にとどまつているとのと比べ依然開きがある。しかし、2005年6月の閣議決定では、「学校選択制について、地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図る」とされ、流れは転換しつつある。さういふ保

といえる。

しかし、現在では、民間教育機関や人材は学校法人にとどまらず、私塾、予備校、家庭教師をはじめ、多数存在しており、その質も高い。教員免許などなくとも、子どもに知的好奇心を持たせながら効果的に教えることができる人材は、各界に広く分布している。一定の資格試験や学校受験などに問うては、むしろ民間教育機関に頼らなければ合格もおぼつかないとさえいわれている。

公立学校は学習指導では劣つても全人格的教育に意味があるなどという反論もあるが、それなら少なくとも狭義の「学習」部分については、優位性のある民間に委ねた方がよい。さらに、果たして、しばしばはじめの隠蔽、学校ぐるみの法令違反などに手を染める今の公立学校のすべてが、全人格的教育の模範たりうるかはつきりしない。

このような現在の社会経済情勢の下では、公立学校を中心主義は既に破綻に瀕しつつあり、ましてや公立学校についての画一的割り当て制は、根拠を失っている。食事や住宅、衣類、見る映

画・テレビ、聞く音楽などについて、政府や自治体が個別に割り当てる世界を想像してみてほしい。多様な適性・嗜好に合致した効果的な消費や、人権の確保は、身の毛のよだつ「割り当て制」によつては保障できない。

現実に都市部などでは、公立学校は、多様なカリキュラムや教育上の工夫を凝らす私立学校との間で既に競争関係に立たされており、莫大な公金支出を背景にした低料金を売り物にしているにもかかわらず、公的補助が薄く授業料も高額な私立学校に比べて、多くの公立学校は人気において劣位に甘んじている。公立学校同士の競争もなく、学長や教職員も競争の緊張を欠いている。教育の質や魅力を高める工夫がなくとも、確實に一定数の顧客たる児童生徒の確保ができるときだ、いつたい誰がどれだけ真の教育上の創意工夫に目覚めるであろうか。

保護者は学校を浅薄な発想で短絡的に選ぶ、選ばれない学校が存立できなくなる、学校が保護者に迎合するなど選択制を批判する議論があるが、理由

護者が就学校指定通知を受け取った後の学校変更申し立ても法令上可能であるが、これについては、2005年12月規制改革・民間開放推進会議の提言に基づき、「いじめへの対応・通学の利便性、部活動など学校独自の活動」の三つの理由について、法令上当然に変更確にされ、その旨は全国の教育委員会に徹底された。

ところが、事後の就学校変更申し立てについて、その要件・手続きを、法令を無視して違法なまま公表もしていな教育委員会が全国の67・7%にも達している。今後とも定める予定すらない教育委員会が該当していなくても、在校時に立して拒否することがあると回答した教育委員会が58・6%に達する。

教育委員会は、法やルールの遵守を子どもに教えるべき学校の、いわば総括責任者である。自らが法を無視して恥じるところがないような組織に本来子

どもに教える資格などない。民主的コントロールが欠落し、住民に責任を持つない教育委員会制度の病理が噴出したことを見ることができる。

このような情勢を踏まえ、規制改革会議が求めていた文部科学省による全国の教育委員会への指導・助言については、2007年3月文部科学省からの通達によつて再度の徹底が図られた。しかし、今後もこのようない無法状態が続くようであれば、関係者の懲戒処分の徹底、教育委員会制度の廃止も含めの通達によつて再度の徹底が図られた。

公立学校の選択制は、速やかに完全な形で実施すべきである。さらに私立学校との競争条件の平等化も大きな課題である。いわば公金をふんだんに使う公立学校が、競争条件の有利なままに同等の公的支援、許認可・規制条件の下での対等な競争こそ促進しなければならない。



5 何が教員の資質を保証するのか

福井秀夫

児童生徒数に応じて学校予算を配分する教育パウチャー方式が、学校選択制とあいまつて実現した場合、学校管理者は、学校の適切な運営を行い、事業を存続発展させるためには、児童生徒・保護者の満足度を十分に高めることができる力量のある教員を雇用し、事務を受ける者からの高い評価を得られるよう努めていかなければならない。という動機付けを強く持たざるを得なくなる。

学校管理者にとって、力量のある教員を臨機応変に採用したり、配置したりすることができます。必要となる。当然のことながら、管理者にとって最も重要なウエイトを占めるのは、教員の資質を高める工夫であり、特に重要なのは児童生徒・保護者による教員評価である。それを軽視するような学校は、生徒が減少し、パウチャーを通じた公的補助も得られにくくなるからである。

教員免許の意味は何か

小中高校では現在、教壇に立つために教員免許を取得していることが必要

政策研究大学院大学教授

児童生徒数に応じて学校予算を配分するためであるとされているが、実は教員免許に必ずしも実効性が備わっていわけではない。現在、公立学校教員の身分は、採用後1年間は条件付採用期間であり、勤務実績や能力などの評価の後、適性が確認されて初めて正式採用される建前となっている。仮に適性がないと現場で判断されても、これが顕在化せず、正式に採用されてしまうケースも多々あると言われている。条件付採用期間後に不採用となる人数は2004年で、全国の約1%を占め、任命権者である都道府県・指定都市教育委員会の約7割では条件付採用期間後の不採用者が生じている。また、現職公立学校教員の中で指導力不足教員として認定された教員は、全国に2000年に65人、2003年に481人と増加傾向にある。しかも、これは氷山の一角であるといわれる。教員免許があるからといって、教員として当然に十分な資質を兼ね備えているとは言い難いことが見て取れる。

実は、教員免許の取得要件等をよく見てみると、教員免許の付与する者に特別免許状を付与する制度が1988年以来設けられているが、2004年までの計16年間で149件の授与実績しかない。しかも工業、看護などの専門科目がほとんどを占め、小学校の担任や英語、数学、国語なども含めた広い範囲の授与はなされてきていない。2005年にこれを尊重すべき旨が閣議決定された規制改革・民間開放推進会議答申では、普通免許至上主義を改め、特別免許状の授与を前提として、普通免許を事前に取得しているわけではない適性のある候補者を、広く教員採用の選考の選上に載せるべきこととされているが、未だ教育委員会に対してこの趣旨は貫徹していない。2006年の内閣府調査では、特別免許状の授与を前提とした採用選考を実施する予定はないが、又はわからないとする都道府県教育委員会が9割近くに達している。一方同調査では、今後社会人経験のある教員採用に対する保護者の88.8%が賛成し、免許不要という条件での教員採用にも66.3%が賛成する。

であり、その理由は教員の資質を保証するためにあるとされているが、実は教員免許に必ずしも実効性が備わっていわけではない。現在、公立学校教員の身分は、採用後1年間は条件付採用期間であり、勤務実績や能力などの評価の後、適性が確認されて初めて正式採用される建前となっている。仮に適性がないと現場で判断されても、これが顕在化せず、正式に採用されてしまうケースも多々あると言われている。条件付採用期間後に不採用となる人数は2004年で、全国の約1%を占め、任命権者である都道府県・指定都市教育委員会の約7割では条件付採用期間後の不採用者が生じている。また、現職公立学校教員の中で指導力不足教員として認定された教員は、全国に2000年に65人、2003年に481人と増加傾向にある。しかも、これは氷山の一角であるといわれる。教員免許があるからといって、教員として当然に十分な資質を兼ね備えているとは言い難いことが見て取れる。

実は、教員免許の取得要件等をよく見てみると、教員免許の付与する者に特別免許状を付与する制度が1988年以来設けられているが、2004年までの計16年間で149件の授与実績しかない。しかも工業、看護などの専門科目がほとんどを占め、小学校の担任や英語、数学、国語なども含めた広い範囲の授与はなされてきていない。2005年にこれを尊重すべき旨が閣議決定された規制改革・民間開放推進会議答申では、普通免許至上主義を改め、特別免許状の授与を前提として、普通免許を事前に取得しているわけではない適性のある候補者を、広く教員採用の選考の選上に載せるべきこととされているが、未だ教育委員会に対してこの趣旨は貫徹していない。2006年の内閣府調査では、特別免許状の授与を前提とした採用選考を実施する予定はないが、又はわからないとする都道府県教育委員会が9割近くに達している。一方同調査では、今後社会人経験のある教員採用に対する保護者の88.8%が賛成し、免許不要という条件での教員採用にも66.3%が賛成する。

<連載>

教育パウチャー：いやでも？学校が変わる仕掛け

でもない。実際には小中学生に教えたこともない大学教員の座学による授業を受けることを中心としているのに加え、教育実習においても、必ずしも体系的な教育実践の方法論を習得できるわけではない。現在の教員免許制度は、実は教員養成大学等の出身者を優遇するとともに、教員という職業への参入規制としての役割を色濃く持っているのである。

社会の有為な人材の活用を

例えば、優れた民間の技術者が理科や算数を教えることは学問の応用に関する生きた教授法となる可能性も高いだろう。また、仮に日本語の読み書きはできなくとも、英語圏の外国人が教壇に立つて英語を教えることが使える。英語にとって重要な意味を持つことは、周知の事実となりつつある。これらの人に大学に戻つて教員免許を取り直して來い、または教職大学院に行けばよい、などと要求するのは理不尽極まりないと考えるのが普通の常識の命じるところである。

実は現在でも、普通免許を持たない者に特別免許状を付与する制度が1988年以来設けられているが、2004年までの計16年間で149件の授与実績しかない。しかも工業、看護などの専門科目がほとんどを占め、小学校の担任や英語、数学、国語なども含めた広い範囲の授与はなされてきていない。

2005年にこれを尊重すべき旨が閣議決定された規制改革・民間開放推進会議答申では、普通免許至上主義を改め、特別免許状の授与を前提として、普通免許を事前に取得しているわけではない適性のある候補者を、広く教員採用の選考の選上に載せるべきこととされているが、未だ教育委員会に対してこの趣旨は貫徹していない。2006年の内閣府調査では、特別免許状の授与を前提とした採用選考を実施する予定はないが、又はわからないとする都道府県教育委員会が9割近くに達している。一方同調査では、今後社会人経験のある教員採用に対する保護者の88.8%が賛成し、免許不要という条件での教員採用にも66.3%が賛成する。

連載

教育バウチャー：いやでも？学校が変わる仕掛け

な権限を持つ。市町村と都道府県の教育委員会相互の責任の所在は曖昧かつ分散している。仮に首長が直接教育行政に責任を負っていれば、選挙を意識せざるを得ない以上、国からの筋の通った要請にも、住民のニーズにもつたと真剣に応え、与えられた責務を果たす適切な措置を一層取りやすいはずだ

教育委員会では、現職の教員出身者が教育長や職員の多数を占め、教育サービスの提供者である教員集団との利

いわゆる地方教育行政の占める位置づけは、同改正では、教育委員会の数を彈力化し、教育委員会への保護者の選任を義務化した。近隣市町村との共同設置を認められた。

しかし本来、教育委員会が持つ問題点を微修正で解決することは困難である。自治体の判断によつて、教育行政の直接の執行を首長が行うことともできるし、従来のように教育委員会が行うことともできる。といふ教育委員会設置の選択制を導入すべきである。パウチヤー論議とあいまつて、いわゆる必置規制の問題点についての議論を深めることが最も重要な課題である。

「唯我独尊」に陥りやがてこゝの見直しでもある。國として必要な目標達成も、個別の生徒・保護者ニーズへの対応も、双方が不足しやすいとも言える。すなわち教育委員会は、第一に、自治体運営に責任を持つ首長・議会が、教育の受益者である住民の意向を受けて臨機応変に教育行政を見直すことに責任を持たされていない。首長や議員は選挙によって直接民選されると反決して選ばれ

的な課題や学習者の利害よりも、教員の身内の利害が反映されがちであるという批判も強い。

教育委員会の意味

福井秀夫

教育バウチャーアと教育委員会

育を達成しやすい組織たるが

政策研究大学院大学教授

秀夫 福井 教授

教育バウチャーや教育委員会

教育バウチャーやは、生徒・保護者の選択に応じて学校に補助金を交付する点がポイントだが、バウチャーの導入によって学校ごとの責任が確立していくれば、相対的に教育委員会のウェイトは小さくなるらざるを得ない。そのような段階に至らないまでも、今の教育委員会に至るまでの道筋をつくるべきである。

戦後、占領下で教育民主化が要請された際、教育委員会制度が米国にならつて導入された。教育委員会は、教育組織であり、委員は議会の同意を経て自治体の首長が任命する。すなわち、首長や議会は、当該自治体の運営一般には責任を負いつつも、直接教育行政に関わることができないのである。これは、教育に関する政治的中立性の確保教育の継続性・安定性の確保のためとする教育内容を確保しやすく、一方で生徒・保護者の立場に立った親身な教

育委員会を廃止し、シカゴやボストンでは首長の指揮監督下にある執行機関として改組された。学校への権限委譲も拡大しつつあり、責任と権限を現場に近いところで一致させようとする試みが盛んである。

ヨーロッパ諸国では、基本的に、国が直接教育に責任を持つか、又は住民の意向を受けた首長・議会のコントロール下にある自治体が責任を持つかのどちらかである。例えば、英國、オランダ、スウェーデンでは、自治体の役割について、国家が明確に規定している。学校設置は自治体の役割だが、その基準策定、達成度測定、評価など

かも委員が首長に任命されるだけで、直接住民から選ばれるわけではない日本での教育委員会制度は、実は世界に類例のない特異な制度である。

教育委員会主導の公立学校のパフォーマンスは満足できる水準ではない。内閣府が2005年に実施したアンケートでは、現在の公立学校教育に不満を持つ保護者が43%に上る一方、満足は12%程度に止まつた。子供の学力向上に関して、学習塾・予備校の方が学校よりも優れているとする保護者が70%に上り、その逆はわずか4%であつた。学校に学力向上が期待されていないという現実は危機的である。「政治的独立」と言えば聞こえはいいが、

については、強力な権限を持つ国機関が実施する。一方、細部の実施権限は現場の校長や学校理事会に大幅に委譲されているため、問題解決を機動的に図ることができる。フランス、ドイツでは、首長から独立した組織によるコントロールはなく、国か州という違いはあるが、一般行政機関によつて教育行政が行われる。

教育バウチャー：いやでも？学校が変わる仕掛け

初
校

8 学校評価のポイントは何か

福井秀夫

政策研究大学院大学教授

教育バウチャーの重要な要素は、学校を選択できるといつては、その選択によって利益も不利益も変わらない、といった点が本質的要請である。学校を選択するためには、学校に関するあらゆる情報が正確に開示されていることが欠かせない。中でも重要な情報は、教育サービスの品質であいか。

保護者が学校を選ぶとき、自分の子供によくわざい適切な教育がきちんと受けられるか否かが最大の関心事である。「学校を選ばる」というが、実際に保護者が学校を選ぶとき、自分の子供は教育サービスの品質は個々の教員によって人によって異なる。そのような意味で、教育バウチャーを支えるのが、実際には重要な要素は学校評価であり、教育評議会であると言える。

実際、生徒や保護者にとって「学校」全体の質がよく、悪くといったことはほとんど問題にならない。小学校であれば学級担任、中学校であれば教科の担当教員の教育に関する力量や人柄、これが教えられる側にとってのすべてである。と育いても過ちではない。だからこそ、特に小学校などでは、地域で血やと評判が確立したそれぞれの教

員たりじて、新学年とともに保護者がからだへい」となる。教育バウチャーの制度を終始まで推し進めるならば、本来、生徒や保護者にとって、個々に各教員の選択も可能となることがあり得る。少くとも、学校に所屬するすべての教員に関する品質の全貌について、それを理解し、やる上での評議会も可能となる。ただし、現状では、生徒や保護者による教員評議会は、教員の側の教育手法に関する限り改善にも大きく寄与する。自分がどの程度の力量を持つて学習効果を上げているのか、結局のところ、教わる側の生徒の学力の変化を把握し、かつ生徒が満足しているかどうかを生徒自身から聞かなければ決してわからない事情である。例えば、他の条件を一定として、ある教員が持つたクラスとそれ

は、教員の側の教育手法に関する限り改善にも大きく寄与する。自分がどの程度の力量を持つて学習効果を上げているのか、結局のところ、教わる側の生徒の学力の変化を把握し、かつ生徒が満足しているかどうかを生徒自身から聞かなければ決してわからない事情である。例えば、他の条件を一定として、ある教員が持つたクラスとそれ

は、教員の側の教育手法に関する限り改善にも大きく寄与する。自分がど

うか、これが自分の講義改善に有益であ

る」と好意的に受け止めてくる。

2006年12月25日には、規制改

正規の評議会による評議会が開催され

た。この評議会は、教員評議会の評議会

が決定されたといわれる。併せて、

評議会における匿名性の担保へ

の配慮について、無記名による実施等

の具体的な手法を紹介するなどと

して、引き続き一題づきであ

る。また、その結果は、各教員が開

いたり、その結果が示されたといい

る。

この評議会は、教員評議会の評議会

が決定されたといわれる。併せて、

評議会における匿名性の担保へ

の配慮について、無記名による実施等

の具体的な手法を紹介するなどと

して、引き続き一題づきであ

る。

この評議会は、教員評議会の評議会

が決定されたといわれる。併せて、

評議会における匿名性の担保へ

の配慮について、無記名による実施等

の具体的な手法を紹介するなどと

して、引き続き一題づきであ